

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	体育館の使用料の還付 堺市立大浜体育館、堺市立鴨谷体育館（鴨谷野球場）、堺市立初芝体育館（初芝野球場・初芝テニスコート）、堺市立美原体育館	
根拠条例等・条項	堺市立体育館条例 第11条ただし書	
所 管 課	文化観光局 (指定管理者)	スポーツ部 スポーツ施設課
審 査 基 準	(根拠条文) 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 <p style="text-align: right;">(堺市体育館条例第11条)</p> (基準) ○条例第11条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、第10条第2項の規定により使用の許可の変更を承認した場合又は第11条第2号、第3号若しくは第4号の規定に基づく使用の許可をした場合は、第2号の規定は適用しない。 (1) 天災地変その他使用者の責めに帰することのできない理由により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額 (2) 使用者が使用しようとする日前14日までに使用許可の取消しを受けた場合 既納の使用料の全額 <p style="text-align: right;">(堺市立体育館条例施行規則第17条第1項)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	10日(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	